

平成 年 第 号

## 死後事務委任契約公正証書

本公証人は、委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者山田慎一（以下「乙」という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

### 第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

### 第2条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

- ① 菩提寺・親族等関係者への連絡事務
- ② 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- ③ 医療費、老人ホーム等の施設利用料その他一切の債務弁済事務
- ④ 家財道具や生活用品の処分に関する事務
- ⑤ 行政官庁等への諸届け事務
- ⑥ 以上の各事務に関する費用の支払

2 甲は、乙に対し、前項の事務処理をするにあたり、  
乙が復代理人を選任することを承諾する。

### 第3条（通夜・告別式・火葬）

前条第1項の通夜、告別式及び火葬は、甲又は乙が  
指定する会場にて行う。

### 第4条（納骨・埋葬・永代供養）

第2条第1項の納骨、埋葬及び永代供養は、甲又は  
乙が指定する場所にて行う。

### 第5条（連絡）

甲が死亡した場合、乙は、速やかに甲が予め指定す  
る親族等関係者に連絡するものとする。

### 第6条（預託金の授受）

甲は、乙に対し、本件死後事務を遂行するために必  
要な費用及び乙の報酬額を乙の指定する信託会社に預  
託する。

2 乙は、甲に対し、前項の預託金（以下「預託金」  
という。）について預かり証を発行する。

3 預託金には、利息を付けない。

### 第7条（費用の負担）

乙が本件死後事務を遂行するために必要な費用は、

甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用につき、預託金から支出することができるものとする。

#### 第8条（報酬）

甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金〇〇円を支払うものとし、本件死後事務終了後、乙は、預託金からその支払を受けることができる。

2 前項の報酬は、現行の消費税を含まないものであり、将来において消費税率が変更された場合には、変更後の消費税による。

#### 第9条（契約の変更）

甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

2 甲の請求により本契約が変更された時の信託会社手数料等の支払は甲の負担とする。

#### 第10条（契約の解除）

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、本契約を解除することができる。

① 乙との信頼関係が失われたとき

② 乙が本件死後事務を遂行することが困難となっ

たとき

- 2 乙は，経済情勢の変化，その他相当の理由により本契約の達成が不可能若しくは著しく困難となったときでなければ，本契約を解除することはできない。

#### 第 1 1 条（委任者の死亡による本契約の効力）

甲が死亡した場合においても，本契約は終了せず，甲の相続人は，委託者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

- 2 甲の相続人は，前項の場合において，前条第 1 項記載の事由がある場合を除き，本契約を解除することはできない。

#### 第 1 2 条（契約の終了）

本契約は，次の場合に終了する。

- ① 乙が解散又は破産したとき
- ② 甲と乙が別途締結した基本事務契約が甲の死亡以外の事由により終了したとき

#### 第 1 3 条（預託金の返還，精算）

本契約が第 1 0 条（契約の解除）又は第 1 2 条（契約の終了）により終了した場合，乙は，預託金を甲に返還する。ただし，甲からの解除の申し出により本契

約が解除された場合は、信託会社手数料等の支払いは甲の負担とする。

2 本件死後事務が終了した場合、乙は、預託金から費用及び報酬を控除し、残余金があれば、これを遺言執行者又は相続人若しくは相続財産管理人に返還し、不足金があれば、これを遺言執行者又は相続人若しくは相続財産管理人は、乙に支払わなければならない。

#### 第14条（報告義務）

乙は、甲の請求があるときは、速やかにその求められた事項につき報告する。

2 乙は、遺言執行者又は相続人若しくは相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告する。

- ① 本件死後事務につき行った措置
- ② 費用の支出及び使用状況
- ③ 報酬の收受

#### 第15条（守秘義務）

乙は、本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、

正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

#### 第16条（規定外事項）

本契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙協議のうえこれを定める。

以 上